

精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

国の障害者支援施策においては、身体障害、知的障害及び精神障害の3障害一元化が基本方針である。しかし、JRや大手民営鉄道、航空機等の公共交通機関における全国統一の運賃割引制度については、身体障害者及び知的障害者は適用になっているものの、精神障害者は除外されており、障害の種別による支援の内容に差がある。

精神障害者家族会の全国組織である公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の全国調査では、精神障害者は就労が困難で所得保障も乏しく、経済的負担からデイケアや作業所も利用せず、外出を控えている実態が明らかになっている。

平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行された。

国連障害者権利条約第4条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化している。

また、障害者差別解消法第1条も「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。

国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されても、尚、精神障害者を障害福祉サービスや障害者施策の対象から除外されるならば、精神障害者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰えてしまう。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用を実現するため、公共交通事業者に対して適切な措置を講ずるよう求めるなど、積極的に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

檜原市議会

〈〈送付先〉〉

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣

首長の専決処分についての意見書

平成30年1月15日、橿原市議会第1回(1月)臨時会において、橿原市長が提案した、『八木駅南市有地活用(PFI)事業において建築された複合施設の供用開始日を、平成30年4月1日から平成30年2月13日に前倒しすること』など、幾つかの論点を含んだ「議第2号 特定事業契約の変更について」を、議会が否決したところ、市長は同日付けで、同議案から『土壤汚染費用にかかるSPCへの支払い部分』を取り除き、残余の契約を専決処分した。

議会が、当初の「PFI事業者の提案書の内容の未確認」により、契約に疑問があること、追加資料の提出をSPCに求めるべきこと、それに基づく是正措置なくしては、SPCから複合施設内のホテル経営者及び1階飲食店経営者への転貸借を承認できないことを「複合施設に関する決議案」という形で示し、契約変更議案を否決した中での、この、契約変更の専決処分は、実質において、議会の問題意識に答えることを拒否しつつ、外形的にも、地方自治法上許されない「議会否決事件の専決」であり、民法で言う「無権代理行為」であった。平成30年1月15日付けの市長の「専決処分書 八木駅南市有地活用事業事業契約の変更について」は、「地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。」と述べているが、この条文は、

「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。」

とするものであり、議会が開催されていた、まさに、その当日に「議会を開催する余裕がない」との理由によって専決処分が行われることは、理解できるものではない。

よって、このような議会を軽視した暴挙が二度とおこることのないよう、所要の改正を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

橿原市議会

〈(送付先)〉

総務大臣